

公立みつぎ総合病院グループホーム「かえで」のご案内（重要事項説明書）

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公立みつぎ総合病院グループホーム「かえで」
- ・開設年月日 平成14年 3月 1日
- ・所在地 広島県尾道市御調町高尾1348番地6
- ・電話番号 0848-76-2569
- ・FAX番号 0848-76-2414
- ・病院事業管理者 突沖 満則
- ・所長 仁井 章収
- ・介護保険事業所番号 3474100298

(2) 公立みつぎ総合病院グループホーム「かえで」の運営方針

要支援・要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない利用者が、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を介護従業者とともに共同で行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助を行ないます。

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、心身の安定を図り、適切な介護を行うとともに、リハビリテーション、クラブ活動、レクリエーションなどを実施します。

生活環境の整備や充実に努めるとともに、保健福祉総合施設や地域住民との交流を推進し、明るく潤いのある生活が営まれるよう開かれた施設づくりを推進します。

介護の質が重要で、質の向上が望まれます。そういう理念をふまえて当施設は身体拘束ゼロ作戦を実施しています。利用者に対する拘束等はせず、利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供しています。

(3) 施設の職員体制（常勤換算）

	常勤	非常勤	業務内容
・管理者（所長）（兼）	1.0		施設管理
・計画作成担当者	2.0		認知症対応型共同生活介護計画作成 介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成
・介護職員	11.9		介護業務（うち2名計画作成担当兼務）
・歯科衛生士		0.2	口腔衛生関連業務

(4) 入所定員

- ・定員 18名
- ・居室 個室 18室

2 サービス内容

- ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② その他の家事援助（利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行なうよう努めます。）
- ③ 入浴（利用者は、毎日でもご利用できます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。一人ひとりの入浴習慣を踏まえた上で、ゆっくり入浴することができるよう配慮します。）

- ④ 医学的管理
- ⑤ 介護（退居時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション）、レクリエーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容（実費、原則月1回実施します。）
- ⑨ その他

※これらのサービスのなかには、⑧理美容のように利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

3 協力医療機関等（緊急時、事故などの対応）

当施設では、公立みつぎ総合病院の協力のもとに利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を行ないます。（別紙「公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照）

- ・協力医療機関
 - ・名称 公立みつぎ総合病院
 - ・住所 広島県尾道市御調町市124
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 公立みつぎ総合病院
 - ・住所 広島県尾道市御調町市124

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

また、利用者が、病院に入院する必要が生じた場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は特に定めてはおりませんが、早朝、夜間（午後9時以降）はご遠慮下さい。
- ・無断外出、外泊は健康状態を考慮する必要がありますので、事前に申し出て外出・外泊許可願を提出して下さい。
- ・飲酒は、健康的な共同生活に差し支えず、他の利用者への危険や迷惑にならない範囲で自由です。
- ・喫煙は所定の場所をお願いします。
- ・火気の取り扱いには注意して下さい。
- ・設備、備品の利用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、原則として利用者で行っていただきます。
- ・金銭、貴重品の管理は原則として利用者で行っていただきますが、通帳・印鑑・保険証書等は事務室にてお預かりすることもできます。
- ・原則として、ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・来訪者が宿泊を希望される場合は、職員に申し出て下さい。

5 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 消火器
- ・防災訓練 年2回

6 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

7 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 仁井 章収
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 職員等に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体的拘束その他の行動制限

当施設では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。

なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者への「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は禁止します。

10 相談窓口

当施設における要望やご意見など、お気軽にご相談ください。（事務室）

そのほか、備え付けの「ご意見箱」をご利用ください。

（電話0848-76-2569）

11 外部評価の実施状況

当施設で提供しているサービスの内容等について、外部評価を実施しています。

外部評価の実施の有無	有
実施した直近の年月日	2023（令和5）年11月20日
実施した評価機関の名称	一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会
評価結果の開示状況	評価結果を施設内に掲示

12 秘密保持及び個人情報

当事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を文書による同意を得て用いることがあります。

※利用者の状況に応じ、介護等の記録について利用者またはそのご家族に開示しています。

13 賠償責任

当施設のサービスの提供に伴って、事故の責任による事由の場合、契約者に生じた損害については、賠償責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められた場合は、状況を判断し賠償責任を減じることとします。

14 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 管理者 (仁井 章収)
- 相談・苦情受付窓口 介護支援専門員 (清原 道子)
計画作成担当者 (宮前 亜由美)
- 受付時間 平日 8:30~17:15
- 電話番号 0848-76-2569
(FAX) 0848-76-2414

なお希望により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

苦情は口頭でも受け付けますが、窓口には「ご意見箱」を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

サービスに関する相談や苦情については、上記の者のほかに次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地	広島県尾道市御調町市107-1
	電話番号	0848-76-2495
	FAX	0848-77-0033
	対応時間	平日 8:30~17:15

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等の相談ができます。

尾道市役所福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 高齢者福祉係	所在地	広島県尾道市久保一丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9440 (介護保険係)
	電話番号	0848-38-9137 (高齢者福祉係)
	対応時間	平日 8:30~17:15
尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地	広島県尾道市御調町市107-1
	電話番号	0848-76-2235
	FAX	0848-77-0033
	対応時間	平日 8:30~17:15
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連合会)	所在地	広島市中区東白島町19-49
	電話番号	082-554-0783
	FAX	082-511-9126
	対応時間	平日 8:30~17:15

○ また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地	広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課・厚生推進係
	電話番号	0848-25-2011
	FAX	0848-25-2461
	対応時間	平日 8:30~17:15

公立みつぎ総合病院グループホーム「かえで」のサービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス

認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じて、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるようにすることを念頭において、利用者の精神的な安定、問題行動の減少および認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、必要な支援を行います。

認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、また、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、安心して日常生活を送ることができるよう努めます。

この計画は、本人・家族の希望を十分に取り入れ、利用に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、常に介護が必要であって認知症の状態にあるもので、家庭では適切な介護を受けることが困難な人を対象としていますが、利用者の状態に照らして適切な医療につなげます。

◇介護：認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を、利用者や家族の同意を得ながら立案します。

介護サービス

- ・利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術で介護を行います。
- ・介護の質の向上を目指して、身体拘束ゼロ作戦を実施し、利用者の意思や人格を尊重した利用者本位のサービスを行います。
- ・当施設では、緊急時を除き原則として身体的拘束は行いません。介護の質の向上をめざし、身体拘束ゼロ作戦を実施しています。
- ・利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めます。

・入浴は、毎日でも利用できます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。

※ 介護等の記録は、利用者やご家族の希望に応じ、規定に沿って開示します。

※ お食事は利用者の状態やご希望により、時間と場所が選べます。

◇教養娯楽及びレクリエーションなどの日常生活サービス：当施設利用中は明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って、レクリエーションや季節ごとの行事を実施し、利用者と家族との交流等の機会を確保します。

◇機能訓練：リハビリスタッフ（外部連携）により、心身の機能訓練、回復に努めます。

◇栄養：管理栄養士（外部連携）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行い、食事に関する健康管理に努めます。

◇社会生活及び便宜の提供：

利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努め、日常生活を営む上で、必要な行政機関に対する手続きなど、利用者やその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代わって行います。

3. 利用料金

(1) 利用料

（介護保険適用金額、表記の金額は1割負担者の金額です。2割負担者はその2倍、3割負担者は3倍の金額となります。）

①施設利用料（介護保険制度では、要支援・要介護認定による要支援・要介護の程度・負担割合によって利用料が異なります。以下は1日につきの自己負担分です）

【介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）】

・要支援2 749円

【認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）】

・要介護1 753円

・要介護2 788円

・要介護3 812円

・要介護4 828円

・要介護5 845円

②加算（上記利用料に以下の金額が加算されます）

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

・若年性認知症利用者受入加算 1日につき 120円
（対象者のみ）

- ・新興感染症等施設療養費 1日につき 240円
(感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、また適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行う。1月に1回、連続する5日を限度として)
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき 10円
(利用者の安全・介護サービスの質の確保、生産性の向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき 22円
(サービスの質の向上や、職員のキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価)

ここまでの保険給付の入居者負担合計額に、

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 11.1%を加算
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%を加算
(介護職員の資質向上及び離職防止に向けた取り組みや、労働環境の改善を図る)

※ 被爆者健康手帳を所持している方は、ここまでの自己負担は免除になります。

【認知症対応型共同生活介護】

- ・若年性認知症利用者受入加算 1日につき 120円
(対象者のみ)
- ・利用者の入院期間中の体制加算 1日につき 246円
(入院翌日より1月に6日を限度として)
- ・初期加算 1日につき 30円
(入居後30日間・30日超の入院後再入居時)
- ・協力医療機関連携加算 1月につき 100円
(病状が急変した場合等、協力医療機関との連携により相談、診療、入院等ができる体制を常時確保)
- ・医療連携体制加算(Ⅰ)(ハ) 1日につき 37円
(病院や訪問看護ステーションと連携し、24時間連絡がとれる体制を確保)
- ・退居時情報提供加算 退居時1回を限度 250円
(入居者等の同意を得て、医療機関へ退居する入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供)
- ・退居時相談援助加算 退居時1回を限度 400円
(退居後のサービス等の利用について、相談援助を行う)

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3円
 （認知症の専門的な研修等の修了者を配置、会議を定期的に開催）
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 1月につき 200円
 （外部との連携により、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画に基づいた認知症対応型共同生活介護を実施）
- ・栄養管理体制加算 1月につき 30円
 （管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を実施）
- ・口腔衛生管理体制加算 1月につき 30円
 （口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の技術的助言及び指導を行う）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 6ヶ月に1回のみ 20円
 （利用開始時及び6月ごとに、口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを実施）
- ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40円
 （介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みの推進）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 1月につき 10円
 （協力医療機関との間で感染症発生時等の対応を取り決め、連携し適切に対応していること。また1年に1回以上、感染対策に関する研修・訓練への参加）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 1月につき 5円
 （施設内で感染者が発生した場合に備えて、感染制御等に係る実地指導を医療機関から3年に1回以上、受けている）
- ・新興感染症等施設療養費 1日につき 240円
 （感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、また適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行う。1月に1回、連続する5日を限度として）
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき 10円
 （利用者の安全・介護サービスの質の確保、生産性の向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22円
 （サービスの質の向上や、職員のキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価）

ここまでの保険給付の入居者負担合計額に、

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 11. 1%を加算
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 2. 3%を加算
(介護職員の資質向上及び離職防止に向けた取り組みや、労働環境の改善を図る)

※ 被爆者健康手帳を所持している方は、ここまでの自己負担は免除になります。

(2) 入居に要する費用

- ① 管理費 1月につき 59,100円

※ 入退居時の管理費の取り扱いについて

○入居時：入居される月の15日までに入居した場合の管理費は、全額（月額）をいただきます。また、入居される月の16日以降に入居した場合の管理費は、日割り計算した額をいただきます。 1日につき 1,970円

○退居時：退居される月の管理費は退居日に関係なく全額（月額）をいただきます。

- ② 食費 1日につき 1,710円

③ その他(弁償について)

入居中または退居時に、故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等によって建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償していただきます。ただし、建物、設備及び備品等の自然的な劣化・損耗等（経年劣化）及び利用者の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については除きます。

(3) その他の料金

- ① 理美容料 実費

- ② おむつ代 実費

- ③ 予防接種：新型コロナウイルス感染症予防接種・インフルエンザ予防接種・肺炎球菌感染症予防接種等 実費

※その他、希望により提供するもの、また文書料等については、別途料金が必要となります。

(4) 支払い方法

・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。

令和6年4月1日改定

